

令和 4 年第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年1月26日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

| 議案番号 | 議 案 件 名                               | 件数 |
|------|---------------------------------------|----|
| 議第1号 | 多治見市農地の形状変更に関する要綱の一部改正について            | 1件 |
| 議第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  | 1件 |
| 議第3号 | 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について                 | 1件 |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画の策定について                      | 2件 |
| 報第1号 | 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知の報告について | 1件 |
| 報第2号 | 特定農地貸付の解約について                         | 1件 |
| 報第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について              | 8件 |

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

| 議席番号 | 委 員 氏 名 | 備 考 |
|------|---------|-----|
| 1    | 玉木 芳幸   |     |
| 2    | 長江 あさみ  |     |
| 3    | 山内 晃三   |     |
| 4    | 伊藤 明石   |     |
| 5    | 市原 勝美   |     |
| 6    | 坂崎 寛治   |     |
| 7    | 右高 一朋   |     |
| 8    | 若尾 武彦   |     |
| 9    | 河地 友次   |     |

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 10 | 鈴木 隆   |  |
| 11 | 富田 良一  |  |
| 12 | 若尾 茂   |  |
| 13 | 久野 孝好  |  |
| 14 | 加納 洋一  |  |
| 15 | 梶田 達行  |  |
| 16 | 東 一二美  |  |
| 17 | 日比野 敏夫 |  |

議長 ただいまより、令和４年第１回農業委員会総会を開会する。本日は、17名全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、7番 右高一朋 委員、8番 若尾武彦 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第1号「多治見市農地の形状変更に関する要綱の一部改正について」を上程する。議第1号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市農地の形状変更に関する要綱の一部改正について。改正するのは様式の変更で、別記様式1号の押印部分を削除するもの。これは、全国的な行政手続きの簡素化の流れの中で、多治見市においても押印に関わる手続きの見直しを実施したもの。農業委員会所管の例規で該当するのはこの要綱のみであった。改正文の附則において、令和４年２月１日から施行することとしている。また、旧様式についても当分の間使用することができるとしている。なお、市役所全体で押印を見直す対象となったものは1,360件あり、実際に改正が行われたものは584件あった。そのうちの1件が今回のもの。農業委員以外の例規は１月１日から施行となっていが、農業委員会分については、本総会の承認を得て２月１日からの施行としている。

議長 議第 1 号について、委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 1 号について採決を行う。議第 1 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 1 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 2 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。

申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■番地の■■、■■■■。土地は喜多町 5 丁目■■■番、田、現況畑、677 m<sup>2</sup>。■■さんの母親が耕作をしていたが高齢のため耕作困難となったことから■■さんに所有権移転するもの。許可申請書に■■さんの自作地は 2,280 m<sup>2</sup>とあるが、■■市で耕作をされている。取得される農地には野菜を作られるとのこと。耕運機 2 台、軽トラック 1 台を所有されており、農作業経験は 50 年、年間 350 日従事されている。

議長 議第 2 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 この土地は■■■■■■■■■■。今までは■■さんのお母さんが耕作をされていたが、昨年腰を痛められた。■■さんは■■さんの妹さんの旦那さんで、最近は週に 1 回はこちらに来ておられる。直売所の会員にもなっておられ、熱心にやっておられる。問題はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 2 号について採決を行う。議第 2 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 2 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見聴取について」を上程する。議第 3 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農用地利用配分計画案を作成するにあたり農業委員会に意見を求められたもの。

事務局 計画の概要としては、農地中間管理機構を通じて利用権設定している農地の貸付先を変更するもので、公益社団法人シルバー人材センターから■■■■■さんに権利を移転する。シルバー人材センターについては平成 26 年ごろから農業事業を行っていたが、今般農業事業から撤退されるということで利用権設定の解約をしようとしていたところ、■■■さんが農地を探しており、農業委員会から紹介したところ条件的に折合いが付き、引き継ぐこととなった。

事務局 賃貸借権の移転。新たな賃借人は■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■■、■■■■■。対象の土地は 2 筆。1 筆目。赤坂町 8 丁目■■番■■、田、現況畑、380 m<sup>2</sup>。賃貸人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 8 年 6 月 27 日。賃料は年 4,000 円。2 筆目。赤坂町 8 丁目■■番■■、畑、699 m<sup>2</sup>。賃貸人、■■市■■■■■■■■番地■■、■■■■■。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 9 年 6 月 27 日。賃料は年 3,146 円。期間の始期は本計画の公告日、終期はこれまでの契約期間の終了日となっている。■■■さんはとりあえずこの終了日までの契約となる。

事務局 写真の通りビニールハウスがあるが、このビニースハウスは、シルバー人材センターが県本部の補助金により設置したもので、本部との協議により■■■さんに譲渡してよいと了解を得ているため、引き続き■■■さんが使用することとなる。■■■さんはローゼルというハーブのようなものを栽培される。

議長 議第 3 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 説明のあった通り、シルバー人材センターが令和 3 年 4 月 1 日に撤退された。その理由は収益が上がらないということだったが、直売所にそれまでは出荷されていた。■■■さんからはハーブを作る場所を相談されていて話し合いの結果、この場所で作ることとなった。また、赤坂の水利組合にシルバー人材センターが組合員となっていたが、これも引き継いで■■■さんが組合員になっていただけたこととなった。

議長 廿原のもみじかえで研究所と似て、若い人である。農業委員会が仲人役となって農地を仲介することができた。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 3 号について採決を行う。議第 3 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 3 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 4 号「農用地利用集積計画の策定について」を上程する。議第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業経営基盤強化促進法第 18 条により農用地利用集積計画を作成するにあたり農業委員会に審議を求められたもの。内容的には議第 3 号と同じだが、賃貸借権設定の法律が異なるため、議案が異なる。

事務局 基盤強化法による農用地利用集積計画 2 件。いずれもシルバー人材センターから■■■さんへの利用権の移転。

申請番号 1 賃貸人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■。新たな賃借人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■■、■■■■■。土地は赤坂町 8 丁目■■番■■、田、現況畑、農振農用地、376 m<sup>2</sup>。期間は令和 4 年 3 月 1 日からシルバー人材センター残存期間の令和 6 年 3 月 31 日。賃料は

年 5,000 円。

申請番号 2 賃貸人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■。新たな賃借人、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■■、■■■■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。赤坂町 8 丁目■■番■、田、現況畑、456 m<sup>2</sup>。2 筆目。同町 8 丁目■■番、田、現況畑、238 m<sup>2</sup>。2 筆合計 694 m<sup>2</sup>。期間は令和 4 年 3 月 1 日から令和 6 年 6 月 11 日。これもシルバー人材センターの原契約の残存期間まで。賃料は 2 筆で年 5,000 円。

議長 議第 4 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 先ほどの議案は農地中間管理事業、今回の議案は農業経営基盤強化法によるものと別れたが、権利移転の内容は同じであり、同様の意見となる。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 4 号について採決を行う。議第 4 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 4 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 1 号「農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知の報告について」を上程する。報第 1 号について事務局より説明願う。

事務局 賃貸借権の解約の報告。賃貸人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■■■。賃借人、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■■、■■■■■■■。土地は虎溪山町 3 丁目■■番■、畑、1,556 m<sup>2</sup>中 1,000 m<sup>2</sup>。解約の申入れ日が令和 3 年 10 月 4 日。解約成立日は同日。引渡し日は令和 3 年 12 月 31 日。解約の通知は令和 3 年 12 月 22 日に受けている。

議長 報第 1 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第1号を終了する。次に報第2号「特定農地貸付の解約について」を上程する。報第2号について事務局より説明願う。

事務局 レジャー農園解約の報告。賃貸人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。賃借人、多治見市音羽町3丁目23番地、陶都信用農業協同組合。土地は小名田町1丁目■■■■番、田、現況畑、737 m<sup>2</sup>。ここに7区画分のレジャー農園があった。解約届出日が令和3年12月6日。解約成立日は同日。引渡し日は令和3年12月31日。解約の経緯は旭ヶ丘に抜ける市道の拡幅に伴い、アパート駐車場が無くなることからその代替地となった。今後駐車場として農地転用の届出が出ることとなる。

議長 報第2号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第2号を終了する。次に報第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第3号について事務局より説明願う。

事務局 8件。

申請番号1 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。使用借人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は小泉町8丁目■■■■番、田、現況畑、582 m<sup>2</sup>中253 m<sup>2</sup>。転用目的は飲食店。2人は親子関係でパスタ店を営むとのことで当該地は分筆予定とのこと。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は池田町6丁目■■■■番、畑、89 m<sup>2</sup>。転用目的は庭。写真の通り既に庭として使われており、始末書提出。

申請番号3 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■■町■■■■番地の■■、■■■■。使用借人、■■市■■■■町■■■■■■■■■■-■■、■■■■。土地は笠原町下原■■■■番■■、畑、現況宅地、248 m<sup>2</sup>。転用目

的は一般個人住宅。2人は親子関係。既に車庫が建っており、始末書提出。

申請番号 4 賃貸借権。賃貸人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■  
■■■。賃借人、小牧市大字小牧原新田字自才前 1440、株式会社小島金  
属塗装。土地は 3 筆。1 筆目。喜多町 6 丁目■■■番、畑、現況雑種  
地、168 m<sup>2</sup>。2 筆目。同町 6 丁目■■■番、田、現況山林原野、314 m<sup>2</sup>。  
3 筆目。同町 6 丁目■■■番、田、現況雑種地、393 m<sup>2</sup>。3 筆合計 875  
m<sup>2</sup>。転用目的は飲食店。

[illegible]

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地、株式会社オウル。譲受人、東京都西東京市北原町 3 丁目 22 番 22 号、株式会社アーネストワン。土地は笠原町権現■■■■番■■■、畑、605 m<sup>2</sup>。転用目的は建売分譲。過去に宅地分譲するという事で元の地主から株式会社オウルに 5 条届出が出ており、今回は株式会社オウルから株式会社アーネストワンに所有権移転をし、3 棟の建売住宅を建てられるとのこと。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■区■■■■丁目■■■番、■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番 11 号、一建設株式会社。土地は宝町 3 丁目■■番、田、現況畑、717 m<sup>2</sup>。転用目的は分譲住宅。この土地に 3 棟建てられるとのこと。

申請番号 8 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■区■■■■丁目■■■番、■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番 11 号、一建設株式会社。土地は宝町 5 丁目■■番■■、畑、現況宅地、65 m<sup>2</sup>。転用目的は分譲住宅。当該地は住宅敷地の一部になっており始末書提出。当該地ほか 2 筆と一体利用で 3 棟建てられるとのこと。

議長 報第3号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第3号を終了する。その他議題以外に意見があれば、挙手を願う。

(発言なし)

議長 発言がないので事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、2月24日木曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。また総会後に農業振興推進協議会を開催するので該当の委員は出席をお願いします。

事務局 令和3年分の源泉徴収票を配布したので確認をお願いします。

以上。

(閉会 午後 2時 45分)

事 務 局

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 岩田 | 卓也 |
| 課長代理 | 柳生 | 芳憲 |
| 主 査  | 岡田 | 聡  |
| 主 査  | 玉山 | 永恵 |

令和 4 年 1 月 26 日

議事録署名

7 番

8 番

議長